

後退杭の埋設から後退用地整備協議までの流れ

○建築を計画している敷地において、建築基準法第42条2項の道路の後退が必要となる場合の取扱い

建築確認申請時の条件

●後退杭の支給

建築指導課の窓口で必要な数の後退杭を受け取ってください

※申請書はありませんが、支給を受ける際に『後退杭支給整理簿』に「建築場所（埋設場所）」「建築主氏名」「受領者氏名」「支給本数」を記入していただきます。



●後退杭の埋設

建築確認申請を行う敷地に後退杭を埋設してください

※杭の埋設の仕方については、『道路後退杭の埋設方法について』を参照してください。



●『道路後退用地等調査報告書』の提出

※杭の埋設が終わりましたら、『報告書』（1部）に案内図、配置図（埋設位置が明示されたもの）を添付して提出してください。



建築確認申請

○後退用地について整備等を希望される場合の取扱い

希望者

●『後退用地整備協議書』の提出（2部）

※『協議書』に寄附同意書または無償使用承諾書（共に土地所有者・建築主の実印が押印されたもの）、印鑑証明書、公図、土地の全部事項証明書を添付して提出してください。

測量業務委託の発注

※境界立会い、土地の確定測量、後退用地の境界杭の設置、分筆・地目変更登記等を行います。

【寄付】

※所有権移転登記を行います。

【無償使用承諾】

※資産税課へ非課税措置手続依頼を行います。

道路後退用地の整備

※道路管理課に後退用地の整備を依頼します。

注意

1. 委託契約や測量等の業務のため、**事業の完了まで数か月の期間を要します**のでご注意ください。
2. 提出後の現地確認において、土地の高低差があり寄付等受けられないなどの理由で**協議不成立となる場合があります**。
3. 協議書提出後に道路後退線に沿ってブロック塀やフェンス等を施工する際には、道路境界の立会后、後退部分が明確になってから施工してください。
誤って後退用地内に**工作物が突出してしまった場合は**、その時点で**整備事業がストップしてしまう場合があります**。
4. 分筆は土地所有者の意志表示が必要です。分筆時に意思表示ができない場合、事業を進めることができません。

※書式データは伊勢崎市HP「道路後退のお願い」に掲載しています。